

キビ・イズモ・ヤマト

今津 勝紀

はじめに

近代歴史学において、『古事記』『日本書紀』にみえる神話と歴史の現実の問題に、正面から向き合った歴史家の一人が津田左右吉である。記紀は八世紀に完成するが、その基礎となった帝紀・旧辞の復原的分析を通じ、掛けられた記事の造作性を検証することで、事実を峻別する方法は歴史学的実証の一つとして重要な意義を有した。結果として、実録的にみえる帝紀の部分にも懐疑の目が向けられることになるのだが、周知のごとく、津田の研究は戦前においては権力により弾圧されることになる。

戦後、古代の天皇をめぐる研究が解禁されることにより、歴史学的実証にもとづく万世一系の批判的検証がすすめられ、神話と歴史の狭間に位置する諸問題の解明が目指されることになるのだが、史料批判は津田の方法をより徹底する方向で展開した。そうして記紀に描かれる歴史像の修正が試みられ、多くの成果をあげてもきたが¹⁾、この方法では対照史料の存在しない場合には批判的検証が難しく、どうしても解決しえないものが残ることとなる。そのような課題の一つが例えば、ヒムカをめぐる問題であり、キビも同様である。いずれもヤマトとの間にどのような関係が存在したのかが問題の核心なのだが、これらは倭王権形成過程そのものの解明につながる大きな問題である。

現在においても古代史研究は、文献史料の批判的検証の徹底による事実の析出を基本原則とするが、文字資料の分析に留まらない新たな研究の活用が可能になった点で大きな相違がある。とりわけ考古学における遺構・遺物という歴史史料の分析は、これまでの事実認識を一新することとなった。前方後円墳の成立と展開などの考古学的事実は、歴史研究の共通の財産としても積極的に活用すべきである。一昔前には、古代史研究と考古学研究の相違が強調されたりもしたが、方法的相違を認識しつつも歴史学として共通の課題に取り組むことは当然あるべきだろう。

ここでは、これまで必ずしも十分には取り上げられてこなかったキビについて、それも神話と歴史の交錯する部分について検討する。もとより、粗削りなものにならざるを得ないが、記紀の神話・伝承にみえるキビについて、イズモ・ヤマトとの関連を読み解いてみたいと思う。

1. 記紀神話にみえるキビ

『古事記』『日本書紀』には国生み・国譲りの神話からはじまり、初代の天皇とされる神武までの神話、欠史八代を挟み代々の天皇の伝承がみえる。神話や伝承と、事実としての歴史とは区別されねばならないのだが、さしあたり、そうした神話と伝承にみえるキビについて押さえることから始めよう。断片的ではあるが、キビも垣間見えるのである。

まず、日本列島の創世神話において、伊弉諾と伊弉冉二神により、大八洲国が生成される際に「吉備子洲」がみえる。『日本書紀』本文によると、大八洲国は淡路洲・伊与二名洲・筑紫洲・億岐洲・佐度洲・越洲・大洲・吉備子洲から構成される。筑紫と越が島としてみえること、隠岐と佐渡が双生とされること、など遽かに解釈できないものだが、神話的空間認識であり、その意味を問うても答えがでるものではないだろう。伊与二名洲・筑紫洲・越洲は後の南海道・西海道・北陸道に対応する可能性も考えられるが、淡路・隠岐・佐渡は令制国となる島である。これらが令制下の道や国といった範囲に相当するかもしれないのに対して、「吉備子洲」は現在の岡山県の児島が相当し、今でこそ児島は地続きだが、近世初頭まで藤戸瀬戸を挟んで独立した島であり、古代では備前国児島郡に編成された。現在香川県に属す小豆島も備前国児島郡に附属した²⁾。大八洲国に淡路島と児島がみえることは、瀬戸内海東部の主要な島々であったことによるのではと推測できるが、児島は令制下に国を構成することなく後背のキビに属した。かなり広い範囲の空間呼称であるキビを冠して児島としてみえること、いわばキビそのものに意味があるのかもしれないが、憶測はこの辺でやめておこう。

このほかの神話では『日本書紀』のスサノヲの段にもキビがみえる。姉であるアマテラスの祭儀を混乱させ、高天原を追放されたスサノヲはイズモの肥の河の辺に降り立ち八岐大蛇を退治する。蛇を退治したスサノヲはイナダヒメと結ばれ、オホナムチが生まれるのだが、オホナムチは国作り・国譲りを行う神である。よく知られるスサノヲ神話は、記紀神話の核心をなすものである。

『日本書紀』には、スサノヲによる八岐大蛇退治の部分について、いくつもの異伝を載せる。まず、スサノヲが降り立ったのが肥の川上とするのが本文で、第一の一書にも簸の川上とあるが、第二の一書では可愛の川上とある。簸の川は中国山地の鳥上山を源流にもち北流する斐伊川のことであり、出雲平野において現在は東流して中海に注ぐが、昔は西流して日本海へと流れていた。可愛とは現在の江の川かと考えられている。江の川は広島県東部の備後に源流があり、三次の盆地をへて、現在の島根県を北流し日本海へと注ぐ。本文、第一の一書ともに、その舞台とされる鳥上山は現在の鳥取県・島根県境の標高一四二mの船通山を指す。ちなみに、中国山地を下った斐伊川が出雲平野に流れ込む地点の周辺が後の出雲国出雲郡出雲郷であり、イズモの故地ともいうべきところで、狭義のヤマトと同様狭義のイズモはこの辺りの地域呼称であった³⁾。このように異伝はあるが、スサノヲ神話の舞台が中国山地にあることは共通である。

スサノヲ神話において、スサノヲが蛇を切った際に尾から出てきた剣が草薙剣であることは同じだが、蛇を斬った断蛇之剣については異伝を伝える。そうした異伝の一つである第二の一書によると、蛇を斬った剣は「石上」にあると伝え、第三の一書によると「今在吉備神部許也」と記されている。ここにキビがみえる。この点について、近世備前の国学者などは、『延喜式』神名帳には備前国赤坂郡に石上布都之魂神社がみえるので、この異伝を組み合わせて、剣がキビの石上布都之魂神社に伝わると考える説を唱えたりするのだが⁴⁾、別伝であるので慎重に考えるべきである。石上は、やはり現在の奈良県天理市の石上神宮を指すと考えるのが素直な解釈であろう。記紀が成立する八世紀において、「吉備神部」が具体的にどこで、どのように存在していたのかはわからないが、列島創世神話とスサノヲ神話という記紀神話の核心にキビが垣間見えること、八岐大蛇退治の舞台が鳥上山であることには注意しておきたい。

2. 伝承にみるキビとイズモ

(1) 吉備津彦伝承

キビにまつわる具体的な伝承は、まず『日本書紀』孝霊二年二月条・『古事記』孝霊段にみえる。『日本書紀』孝霊二年二月条には、孝霊と倭国香媛（ハエイロネ）との間に、倭迹々日百襲姫・彦五十狭芹彦・倭迹々稚屋姫をなし、ハエイロドとの間に、彦狭島・稚武彦をなすのだが、イサセリヒコが吉備津彦であり、稚武彦は「是吉備臣之始祖」とされる。これに対応する『古事記』孝霊段では、孝霊とオホヤマトクニアレヒメとの間にヒコイサセリヒコ（大吉備津彦）が生まれ、吉備上道臣の祖とされる。また孝霊とハエイロドとの間にワカタケキビツヒコが生まれるのだが、これは吉備下道臣・笠臣祖とされている。ここにはキビの氏族の名もみえるが、これらは帝紀にまつわる伝承であり、キビの個別の氏族伝承ではなかったであろう。

『古事記』孝霊段には吉備臣という表現がみえ、『日本書紀』でも吉備臣は欽明紀までにみえるが、それ以降にはみえなくなり、キビの小地名を冠したウジ名に臣の姓をもつ個別の氏族名がみえるようになる。一般に臣の姓をもつ氏族は、出雲臣など地名を冠するものが多く、それぞれの地域の最有力の氏族と考えられているが⁵⁾、この点はキビでも同様で、後の郡名につながる地名を冠する氏族、上道臣（備前国上道郡）・三野臣（同三野郡）・津臣（備中国都宇郡）・窪屋臣（同窪屋郡）・賀陽臣（同賀夜郡）・下道臣（同下道郡）・阿那臣（備後国安那郡）がみえる。それぞれの氏族はそれぞれの始祖からの系譜を伝承していたと考えられる。

一見すると吉備臣が「分氏」したかの印象をうけるが、こうしたウジ名は五世紀末から六世紀にかけて成立し、ウジ名により表現される氏族は、王権との関係で政治的に編成された組織にほかならない。

日本古代の氏は、王権への奉仕の形態に規定されるものであり、吉備の個別の臣姓諸氏族が明確になることは、王権とそれに従属する集団の関係の変化を反映するものであった。別稿でも述べたように、吉備臣と表現されていた個別の氏族が明確になることは、おそらく、列島中央部で欽明朝以降、世襲王権が形成されるのに対応して、地域の支配関係、王権への奉仕の体系が再編されることに関連すると考えられる。吉備臣にみられる「分氏」現象に似通ったものは、おなじく実体のあやふやな勢力であるカズラキやワニの場合でも確認できる⁶⁾。

なお、この場合の勢力とはまとまり程度の意味であり、後に史料により確認可能な氏族を意味するものではない。集団や氏族が明確になることも列島社会の歴史の一階梯を示すものであり、列島社会の政治的まとまりの歴史的把握としては、こうした漠とした表現が意味をもつ段階も存在した。キビの内部において、始祖を共有するような小集団は古墳時代前期から存在したと考えられるが⁷⁾、旭川・吉井川下流域の後の備前の地域や高梁川下流域の備中の地域を中核とするまとまりをここではキビの勢力と表現している。ヤマトも奈良盆地東部の後の倭王に連なる狭義のヤマトだけでなく、奈良盆地の東北部のワニ、同じく西南部のカズラキの勢力があり、列島全体を見渡すならば、ツクシ・タニハ・ケヌなども同様の勢力であったろう。

『日本書紀』応神二年九月庚寅条には、御友別の子と兄弟をキビの諸県に封じた伝承がみえる。御友別の子、稲速別（下道臣）・中子仲彦（上道臣・香屋臣）・弟彦（三野臣）、御友別の弟鴨別（笠臣）、兄浦凝別（苑臣）がそれぞれ苑臣・下道臣・上道臣・香屋臣・三野臣・笠臣の祖とされている。この記事では中心となっている御友別について、皇統との系譜的つながりを示さない。そのため、これを吉備臣の元来の系譜と見なす考え方もあるが⁸⁾、この条の本旨は、兄媛の元を訪れた応神への御友別による饗応譚である⁹⁾。吉備臣をめぐる伝承ではあるが、御友別を中心としてキビの諸集団を兄弟関係により表現したにすぎないのであり、これを本来的な系譜と見なすのは慎重であるべきだろう。

キビにまつわる伝承で始祖的存在は吉備津彦であったが、それを祀るのが備前と備中を画する独立丘陵中山の北麓に鎮座する吉備津神社であり、『延喜式』神名帳に名神大社としてみえる。中山の山頂には中山茶臼山古墳が存在するが、大吉備津彦の墓に擬され陵墓参考地とされている。中山茶臼山古墳は葺石をもつ二段築成の墳長一〇五mの前方後円墳で、前方部は撥型にひらいており、特殊器台形埴輪も確認される前期古墳である¹⁰⁾。中山の南側には墳長約三五mの小規模なものだが最古級の前方後円墳である矢藤治山古墳、中山茶臼山古墳と同じく古墳時代前期に属する墳長約一三五mの前方後円墳、尾上車山古墳が存在する。

中山の西約二・五kmのところに足守川が流れるが、古代には現在の高梁川が東に分流し、足守川と合流して中山の山塊の南に広がる海に注いでいたと考えられている。JR庭瀬駅近辺と推定される河口部が吉備津であり、古代には摂津国と同様に、吉備津を管する郡である都宇郡がおかれた。足守川右岸の倉敷市矢部の王墓山には弥生時代末を代表する楯築墳丘墓が存在しており¹¹⁾、この一帯が古くからキビの中心の一つであったことは間違いないだろう¹²⁾。

吉備津彦は『日本書紀』崇神十年九月甲午条に、

以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波。因以詔之曰、若有不受教者、乃举兵伐之。既而共授印綬為將軍。

としてみえる。大彦・武渟川別・丹波道主命とともにヤマトにより征討に派遣された、いわゆる四道將軍の一人である。これらの伝承をもとに、吉備津彦が孝靈の皇子でキビを討伐したことを事実として問うことは不可能であり、ここでは吉備津彦がヤマトときわめて密接に関連するものとして描かれていることだけを確認しておきたい。なお、『日本書紀』崇神六十年七月己酉条にも吉備津彦が武渟川別とともにみえるが、この点については節をあらためて検討する。

このほかに、『日本書紀』景行二七年十二月条には日本武尊による熊襲平定譚を伝えるが、付随してキビの穴海の悪神を退治した伝承がみえる。同じく景行二八年二月朔条では、吉備穴済神・難波柏済神は毒気により道ゆく人を苦しめる悪神とされている。穴海のアナは地名と考えられ、後の備後国安那郡

(養老五年に深津郡と分割¹³⁾) が接する瀬戸内海、現在の福山湾が相当するだろう。日本武尊は『日本書紀』景行四十年七月条にあるように、蝦夷征伐を命じられるのだが、その際、副えられたのが吉備武彦と大伴武日連であった。『日本書紀』神功摂政前紀三月朔条にも吉備臣祖とされる鴨別が熊襲国の征伐に派遣されたとみえ、キビの勢力が蝦夷や熊襲征伐に参画したように描かれる。キビと九州地方の勢力との間に何らかの関係のあったことを事実として想定しうるのは、岡山市北区新庄の造山古墳の前方部上に晒されている割り抜き式の長持型石棺が阿蘇の凝灰岩製であることだが、記紀本文の記述と対照しうる史料が十分ではない。ここでも吉備津彦と同様に、吉備武彦がヤマト側の存在として描かれていることを確認するとどめておこう。

ところで、孝霊のミコ吉備津彦の伝承のほかに、キビとヤマトの密接な関係をうかがわせるものに、キサキの伝承がある。図1は『古事記』・『日本書紀』で確認できるキサキの出身地を旧国別に示したものである。制度としてのキサキが整うのは、私部などがみえる後代のことであり、律令制下のような后妃の区別なども存在しなかったが、複数のキサキのあるのが一般的であったと考えられる。文献に伝わらないキサキも多くあったものと思われるが、ここではキサキとしてみえるものを網羅し、その全体から特徴を考えてみたい。

まず日本古代において、異母キョウダイの婚姻例がみられるように、弥生時代以来の列島社会では外婚規範は明確ではなかった。そのため王族間の婚姻は一般的な現象であった。また後の倭王・天皇につながる集団の本拠地は三輪山の麓にあったと考えられるが、その周辺の磯城・春日・十市といった近接する小集団出身のキサキが多くみえる。キサキとしてみえるものの圧倒的大多数はヤマトの出身である。關史八代のキサキが後代のものを反映したに過ぎないとの指摘もあるが¹⁴⁾、それがいつの時点のものであるかは別にして、近隣の集団との婚姻による政治的結合は何ら不思議なことではない。そして、こうした近接集団以外では同じく奈良盆地に本拠のあったカズラキやワニなど近隣の勢力出身のキサキがあった。このようなヤマトの集団間での婚姻がほとんどであるが、なかにはヤマト周辺の勢力、さらにはキビやオワリ・ヒムカなど遠隔地の勢力からキサキを出すこともあった。

とりわけ、キビとタニハは多くのキサキを出しており、ヤマトと特殊な関係を結んでいたことがうかがえる。キビの場合、景行は吉備臣等の祖である若建吉備津日子の女、針間之伊那毘能大郎女を娶る

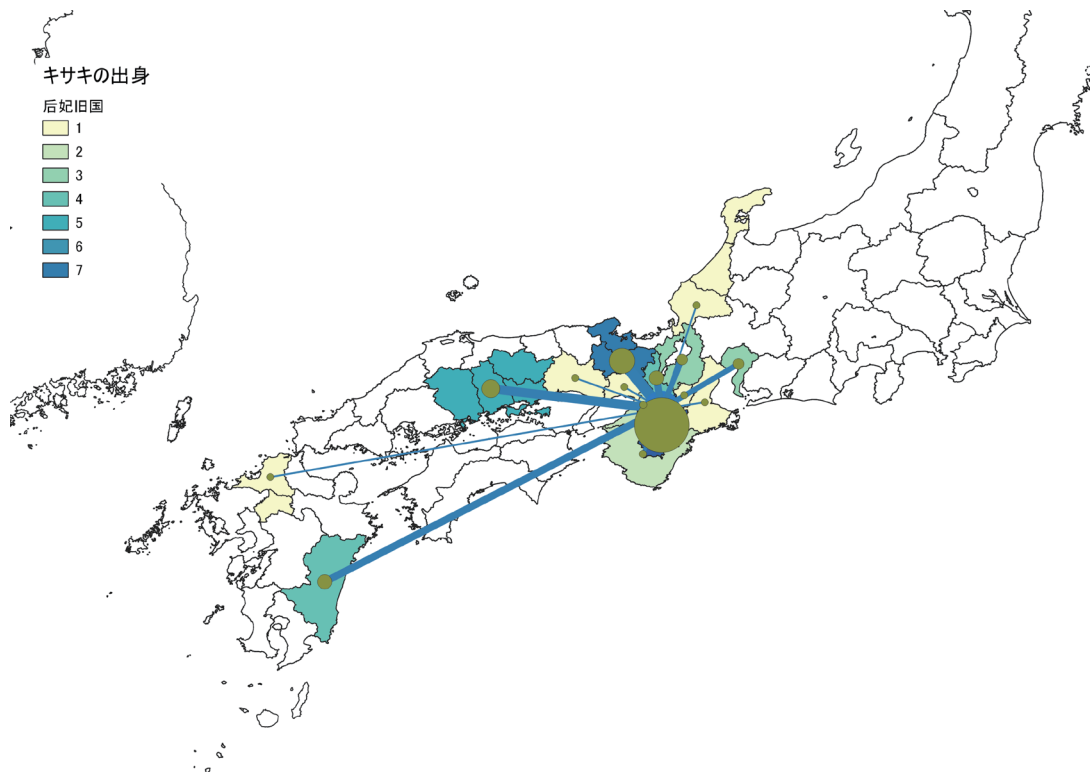


図1 旧国別キサキの出身

表1 『古事記』・『日本書紀』にみえるキサキ一覧

	『日本書紀』	『古事記』	備考 紀/記
神武	吾平津媛	阿比良比売	日向国吾田邑/阿多之小椅君妹
	媛蹈鞬五十鈴媛命	伊須氣余理比売	事代主神女/大物主神女
綏靖	五十鈴依媛命		事代主神女
	川派媛	河俣毘売	磯城県主女/師木県主之祖
	糸織媛		春日県主大日諸女
安寧		阿久斗比売	河俣毘売之兄、県主波延之女
	淳名底仲媛命/淳名襲媛		
	川津媛		磯城県主葉江女
	糸井媛		大間宿祢女
懿德		賦登麻和訶比売命(飯日比売命)	師木県主女
	天豊津媛命		息石耳命女
	泉媛		磯城県主葉江男第猪手女
	飯日媛也		磯城県主太真稚彦女
孝昭	世襲足媛	余曾多本毘売命	瀛津世襲妹/尾張連之祖、奥津余曾之妹
	淳名城津媛		磯城県主葉江女
	大井媛		倭国豊秋狹太媛女
孝安	押媛		天足彦国押人命女
	長媛		磯城県主葉江
	五十坂媛		十市県主五十坂彦女
		忍鹿比売命	姪
孝靈	細媛命	細比売命	磯城県主大目女/十市県主之祖、大目之女
	春日千乳早山香媛。	春日之千千速真若比売	
	真舌媛		十市県主等祖女
		意富夜麻登玖迹阿礼比売命(蠅伊呂泥)	師木津日子玉手見命
		蠅伊呂杼	師木津日子玉手見命
孝元	爵色謎命	内色許売命	爵色雄命妹/穗積臣等之祖、内色許男命妹
	伊香色謎命	伊迦賀色許売命	大綜麻杵命女/内色許男命之女
	埴安媛	波迹夜須毘売	河内青玉繫女/河内青玉之女
開化	伊香色謎命	伊迦賀色許売命	大綜麻杵命女
	丹波竹野媛	竹野比売	旦波之大県主、名由碁理之女
	姥津媛	意祁都比売命	和珥臣遠祖姥津命之妹/丸迹臣之祖日子国意祁都命之妹
		鷗比売	葛城之垂見宿祢之女
崇神	御間城姫	御真津比売命	/大毘古命之女
	遠津年魚眼眼妙媛	遠津年魚目目微比売	紀伊国荒河戸群女/木国造、名荒河刀弁之女
	八坂振天某刃		大海宿祢女
	尾張大海媛	意富阿麻比売	/尾張連之祖
垂仁	狹穗姫命	沙本毘売	彦坐王女/
		佐波遲比売命	/沙本毘古命之妹
	日葉酢媛	氷羽州比売命	丹波道主王之女/旦波比古多須美知宇斯王之女
	淳葉田瓊入媛	沼羽田之入毘売命	丹波道主王之女/氷羽州比売命之弟
		阿邪美能伊理毘売命	/沼羽田之入日売命之弟
		迦具夜比売命	/大筒木垂根王之女
		苅羽田刀弁	/山代大国之淵之女
		弟苅羽田刀弁	/其大国之淵之女
	真砥野媛		丹波道主王之女
	薊瓊入媛		丹波道主王之女
	竹野媛		丹波道主王之女
景行	播磨稲日大郎姫	針間之伊那毘能大郎女	稚武彦命女/吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女
		伊那毘能若郎女	/伊那毘能大郎女之弟
		訶具漏比売	/須壳伊呂大中日子王之女
	影媛		紀直遠祖菟道彦之女
	弟媛		八坂入彦皇子之女
	八坂入媛	八坂之入日売命	八坂入彦皇子之女/八尺入日子命之女
	御刀媛		日向国造之始祖
倭建命		布多遲能伊理毘売命	伊玖米天皇之女
(日本武尊)	弟橘媛	弟橘比売命	穗積氏忍山宿祢之女
	宮寶媛		尾張氏之女
	両道入姫皇女	布多遲比売	/意富多牟和氣之女
	吉備穴戸武媛	大吉備建比売	/吉備臣建日子之妹
		山代之玖玖麻毛理比売	
		弟財郎女	建忍山垂根之女
成務			
仲哀	氣長足姫尊	息長帶比売命	氣長宿禰王女
	大中姫	大中津比売命	彦人大兄之女/大江王之女
	弟媛		来熊田造祖大酒主之女
応神	仲姫命	中日売命	品陀真若王女
	高城入姫	高木之入日売命	品陀真若王女
	弟姫	弟日売命	品陀真若王女
	宮主宅媛	宮主矢河枝比売	和珥臣祖日触使主之女/丸迹之比布礼能意富美之女
	小園媛	袁那弁郎女	宅媛之弟/矢河枝比売之弟
		息長真若中比売	/昨候長日子王之女
	弟媛		河派仲彦女
	糸媛	糸井比売	桜井田部連男組之妹/桜井田部連之祖、鳥垂根之女
	日向泉長媛	日向之泉長比売	
		迦具漏比売	
		葛城之野伊呂売	
	兄媛		吉備臣祖御友別之妹
仁德	磐之媛命	石之日売命	葛城襲津彦女/葛城之曾都毘古之女
	日向髪長媛	髪長比売	/日向之諸県君牛諸之女

		八田若郎女	庶妹
		宇遲能若郎女	庶妹
	八田皇女		応神天皇女
		黒日売	吉備海部直之女
履中	草香幡梭皇女		応神天皇女
	黒媛		羽田矢代宿祢之女
	黒媛	黒比売命	葦田宿祢之女 / 葛城之曾都毘古之子、葦田宿祢之女
	太姫郎姫		鯽魚磯別王之女
	高鶴郎姫		鯽魚磯別王之女
反正	津野媛	都怒郎女	大宅臣祖木事之女 / 丸迹之許碁登臣之女
	弟媛	弟比売	大宅臣祖木事之女 / 丸迹之許碁登臣之女
允恭	忍坂大中姫	忍坂之中津比売命	若野毛二俣王女 / 意富本杼王之妹
	弟姫（衣通郎姫）		
安康	中蒂姫命		履中天皇女
雄略	草香幡梭姫皇女	若日下部王	仁德天皇女 / 大日下王之妹
	韓媛	韓比売	葛城円大臣女 / 都夫良意富美之女
	稚姫		吉備上道臣女 / 吉備窪屋臣女
	童女君		春日和珥臣深目女
顕宗	難波小野王	難波王	丘稚子王女 / 石木王之女
仁賢	春日大娘皇女	春日大郎女	雄略天皇女 / 大長谷若建天皇之御子
	糠君娘 / 大糠娘	糠若子郎女	和珥臣日爪女 / 和珥臣日爪
武烈	春日娘子		父不詳
継体	手白香皇女	手白髪命	仁賢天皇女 / 意祁天皇之御子
	目子媛	目子郎女	尾張連草香女 / 尾張連等之祖、凡連之妹
	稚子媛	若比売	三尾角折君妹 / 三尾君等祖
	広媛	黒比売	坂田大跨王女 / 坂田大俣王之女
	麻績娘子	麻組郎女	息長真手王女
	閨媛		茨田連小望女或曰妹
	倭媛	倭比売	三尾君堅城女 / 三尾君加多夫之妹
	黄媛	阿倍之波延比売	和珥臣河内女
	広媛		根王女
安閑	春日山田皇女		仁賢天皇女
	紗手媛		許勢男人大臣女
	香々有媛		紗手媛弟
	宅媛		物部木蓮子木蓮子大連女
宣化	橘仲皇女	橘之中比売命	仁賢天皇女 / 意祁天皇之御子
	大河内稚子媛	川内之若子比売	
欽明	石姫皇女	石比売命	宣化天皇女 / 松桐天皇之御子
		小石比売命	其弟
	稚綾姫皇女		皇后弟
	日影皇女		皇后弟
	堅塩媛	岐多斯比売	蘇我大臣稲目宿祢女 / 宗賀之稲目宿祢大臣之女
	小姉君	小兄比売	堅塩媛同母弟 / 岐多志比売命之姨
	糠子	糠子郎女	春日日抓臣女
敏達	広姫	比呂比売命	息長真手王女 / 息長真手王之女
	老女子夫人	老女子郎女	春日臣仲君女 / 春日中若子之女
	菟名子夫人	小熊子郎女	伊勢大鹿首小熊女 / 伊勢大鹿首之女
	豊御食炊屋姫尊	豊御食炊屋比売命	欽明天皇女
用明	穴穂部間人皇女	間人穴太郎王	欽明天皇女
	石寸名	意富芸多志比売	蘇我大臣稲目宿祢女 / 稲目宿祢大臣之女
	広子		葛城直磐村女
		飯女之子	当麻之倉首比呂之女
舒明	宝皇女		茅渟王女
	法提郎媛		蘇我島大臣女
	蚊屋采女		
孝德	間人皇女		舒明天皇女
	小足媛		阿倍倉梯麻呂大臣女
	乳娘		蘇我山田石川麻呂大臣女
天智	倭姫王		古人大兄皇子女
	遠智娘		蘇我山田石川麻呂大臣女
	姪娘		遠智娘弟
	橘娘		阿倍倉梯麻呂大臣女
	常陸娘		蘇我赤兄大臣女
	色夫古娘		忍海造小龍女
	黒媛娘		栗隈首徳万女
	越道君伊羅都売		
	伊賀采女宅子娘		
天武	鸕野讃良皇女		天智天皇女
	大田皇女		皇后姉
	大江皇女		天智天皇女
	新田部皇女		天智天皇女
	氷上娘		藤原大臣女
	五百重娘		氷上娘弟
	太蔭娘		蘇我赤兄大臣女
	額田姫王		鏡王女
	尼子娘		胸形君徳善女
	■媛娘		穴人臣大麻呂女

が(『古事記』景行段)、これに関連する話を伝える『播磨国風土記』賀古郡条によると印南別嬪は、丸部臣らの祖である比古汝茅と吉備比売の子とされていた。ヤマトタケルにも大吉備建比売があり、これは吉備臣建日子の妹としてみえる。

応神には「皇后」仲姫のほかに、高城入姫・弟姫・宮主宅媛・小甕媛・弟媛・糸媛・泉長媛といったキサキがあったが、吉備臣の祖とされる御友別の妹にあたる兄媛というキサキがいた。応神は難波の高台から故郷を思い嘆く兄媛を吉備に送り届けるとともに、キビに行幸したことを伝える。それにまつわる伝承が先ほど紹介した『日本書紀』応神二二年九月庚寅条である。

また仁徳にも「皇后」磐之媛のほかに髪長媛・八田皇女のキサキが『日本書紀』にみえ、『古事記』には吉備海部直の女の黒比売の伝承がある。こちらは嫉妬深い磐之媛からキビに逃れた黒比売を追って、仁徳が行幸したこととなっている。キビにて黒比売から供献された仁徳は「山県に 蒔ける菰菜も 吉備人と 共にし摘めば 楽しくもあるか」と歌詠みしたと伝える。応神・仁徳については、その実在性をめぐって議論のあることは承知しているが、ここで問題とするのはキサキの伝承としてみえることだけであり、それは別の問題であることを断っておく。

さらに雄略を例にすると、「皇后」は王族の草香幡媛姫皇女であるが、それ以外に豪族出身の妃があった。『日本書紀』雄略元年三月条に立妃の記事がみえるが、それによると雄略は、葛城円大臣の女、韓媛を妃とし、次いで吉備上道臣の女、稚姫を(一本には、吉備窪屋臣の女)、次いで春日和珥臣深目の女、童女君を妃としている。なお稚姫との間には磐城皇子と星川皇子があり、星川皇子は雄略没後に王権の篡奪をはかるが失敗する。

このように雄略はカズラキ・キビ・ワニの勢力と婚姻関係を結んでいたのだが、これらの勢力・集団は相互に女性のやりとりをしていたらしい。例えば、吉備上道臣田狭の複数の妻のなかには葛城襲津彦の子玉田宿禰の女毛媛がいた(『書紀』雄略元年三月是月条と七年是歳条)。ヤマトの倭王・カズラキ・ワニ・キビなどの有力な勢力間の政治的関係は、婚姻を通じて具体的に表現されていたことになる。当然のことではあるが、集団や勢力間の関係は抽象的に指定されるのではなく、具体的に人と人の遣り取りの中にあるのであり、これが古墳時代の政治の基本的な様式であった¹⁵⁾。

ちなみに、舒明天皇に仕え蚊屋皇子を産んだ蚊屋采女は¹⁶⁾、キビの賀夜臣の出身と考えられるが、キサキとしてみえないものでも多くの女性がキビからヤマトに上っていたのであろう。

(2) イズモ系の伝承

周知のごとく『古事記』・『日本書紀』の神話にはイズモが多く見える。これはイズモがヤマトにとり特別な意味をもったことを示すものにほかならず、これまでもイズモとヤマトをめぐるさまざまな解釈が試みられてきたが、神話の解釈は、その方法論も含めてよくなしえところではない。ここでは、イズモ系の伝承について検討することとしたい。結論を先に述べるとキビと対称的なのがイズモの伝承であった。

イズモは『古事記』・『日本書紀』の神話の部分をのぞくと、『古事記』では垂仁段・『日本書紀』では崇神紀からみえる。これらの伝承は一連のものであり、イズモの核心にふれる可能性が高いと考えられるので、節をあらためて述べることにし、ここでは帝紀・旧辭に織り込まれていたと考えられるイズモの伝承から押さえることにしよう。

まず、『日本書紀』仁徳即位前紀には出雲臣の祖「淤宇宿祢」の伝承がみえる。淤宇はイズモ東部を流れる意宇川にもその名が伝わるオウ地域の地名であり、出雲臣はイズモ東部が主たる勢力範囲であった。すでに述べたように、後の出雲国出雲郡出雲郷はイズモの西部にあたるが、これまでも注目されてきたように、イズモが東と西の世界から構成されることには注意しておきたい¹⁷⁾。

この仁徳即位前紀の伝承は、応神後の王位継承に関わる混乱を示す。『日本書紀』応神二年三月壬子条によると、応神の子は男女総計二〇人にのぼるのだが、「皇后」仲姫との間に荒田皇女・大鷦鷯皇子・根鳥皇子をなし、仲姫の姉高城入姫との間に、額田大中彦皇子・大山守皇子・去来真稚皇子・大原皇女・

潯来田皇女を、仲姫の妹の弟姫との間に、阿倍皇女・淡路御原皇女・紀之菟野皇女をもうけ、和珥臣の祖とされる日触使主の女、宮主宅媛との間に菟道稚郎子皇子・矢田皇女・雌鳥皇女をもうける。このうち、『日本書紀』の記述によると菟道稚郎子が「太子」とされるのだが、応神没後の王位継承をめぐり、菟道稚郎子が大鷦鷯に位を譲ろうとしたエピソードを伝える。ワニ系の宮主宅媛との子である菟道稚郎子と「皇后」仲姫との子である大鷦鷯とが、どちらが即位するかを譲り合うのだが、そこに高城入姫との子である額田大中彦と大山守が介入する。

額田大中彦は、倭屯田と屯倉を掌握しようとして、屯田司である淤宇宿禰に対し「是屯田者、自本山守地。是以、今吾將治矣。爾之不可掌」と告げ、淤宇宿禰の耕作を妨げたとされる。ここにみえる山守は大山守のことである。大中彦は兄弟である大山守の支配権を主張したわけである。困惑した淤宇宿禰は、この件を菟道稚郎子・大鷦鷯に伝え、大鷦鷯は倭直祖麻呂に問い合わせるのだが、朝鮮半島南部の伽耶に行っている祖麻呂の弟吾子竈のみがその由緒を知ることとなり、吾子竈が大至急召還された。吾子竈は、倭屯田の由来について「伝聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科太子大足彦尊、定倭屯田也。是時、勅旨、凡倭屯田者、每御宇帝皇之屯田也。其雖帝皇之子、非御宇者、不得掌矣。是謂山守地非之也」として、大中彦の主張が斥けられたというものである。

この伝承について注目したいのは、まず倭屯田についてである。律令制下に官田は大和・摂津・河内・山背に設置されたが、このうち大和の田三十町が倭屯田に由来すると考えられている¹⁸⁾。天平二年(七三〇)の大和国正税帳には屯田稲が計上されているが¹⁹⁾、これが倭屯田を継承するものであったであろう。岸俊男が明らかにしたところだが、倭屯田は三輪山の麓、纏向から西の千代の字名が遺るあたりに広がっていた。一帯は中世には興福寺領の荘園となり、出雲荘と呼ばれるようになる²⁰⁾。その淵源がどこまで遡るのかは確かめようがないのだが、イズモの集団が倭屯田を耕作・管理したことが事実としてあったと考えられる。また倭屯田が大王位に附属する特別なミタであることも重要である。こうした倭屯田の性格がどの段階で成立するのかは、もちろん別に考えねばならない問題ではあるが、律令制下の官田はウチツクニのミヤケの田である²¹⁾。倭屯田の耕作管理にあたっていたことは、淤宇宿禰が内廷に従属するものであったことを示すであろう。

実は、この話にみえる額田大中彦と大山守もイズモと深い関係にあり、後代における内廷への奉仕を想起させるものがある。まず前者の額田大中彦だが、古市晃の指摘をふまえるならば額田大中彦は、王宮である額田宮を継承した王族の呼称と考えられる²²⁾。そうした王宮に奉仕する集団が名代であり、額田宮に奉仕する集団が額田部に組織された。こうした部が整備されるのは六世紀のことと考えられているが、『出雲国風土記』には大原郡の少領として額田部臣がみえるのと、まさにオウ地域の中心である松江市の岡田山一号墳出土の太刀に「各田口臣」とみえている。

また『日本書紀』仁徳六二年是歳条は、額田大中彦が闘鶏で獵を行うなかで、氷室を発見し、それ以降、毎年冬に氷を室に収納して、春分に氷を配るようになったことを伝える。律令制下には山城国葛野郡徳岡・愛宕郡小野・栗栖野・土坂・賢木原・石前・大和国山辺郡都介・河内国讃良郡讃良・近江国志賀郡部花・丹波国桑田郡池辺の氷室がみえるが²³⁾、このうちの都介氷室からの氷の献上譚である。令制下に氷室を管轄したのは、宮内省被管の主水司であり品部である氷部が附属した²⁴⁾。

後者の大山守についてだが、『新撰姓氏録』(右京皇別)に「日置朝臣、応神天皇皇子大山守王之後也」とあり、日置朝臣が大山守の後裔氏族であった。この日置氏だが『出雲国風土記』意宇郡舍人郷条には「郡家正東升六里。志貴島宮御宇天皇御世、倉舍人君等之祖、日置臣志毗大舍人供奉之。即是志毗之所居故云舍人即有正倉」とあり、舍人の郷名は日置臣志毗が大舍人として奉仕したことによるものであることがみえる。『出雲国風土記』によると出雲郡の大領に日置臣、飯石郡の主帳に日置首、大原郡の主政に日置臣が確認できる。天平期の出雲国大税賑給歴名帳にみえる出雲郡・神門郡の氏族にも日置部臣・日置部首・日置部を確認することができる。大山守に連なる日置臣・日置首・日置部はイズモに濃厚に存在するのだが、神門郡に日置郷があるように、これら日置臣・日置首の分布はイズモでも西よりであり、そこに何らかの意味があるのだろう。

日置氏の中央での職掌についてだが、『日本三代実録』元慶六年十二月廿五日条に「聴主殿寮殿部十人、以異姓入色加補其闕。先是、宮内省申請。檢職員令殿部四十人、以日置・子部・車持・笠取・鴨五姓人為之。今或氏掌家絶滅、或氏無心直寮。因茲、差役雜事、常煩人乏。為濟公事、借補異姓、功績勞成、移式部省。而称不載考帳、常事勘却。望請。承和六年八月十四日補異姓白丁五人之外、充補十人、其遺廿五人、待五姓人以補之。從之」とあるように主殿寮殿部であり、宮中の殿舎を管理する負名の氏族であった。職員令 43 主殿寮条に規定する殿部は日置・子部・車持・笠取・鴨の五姓により構成されるのが原則であったが、平安時代には異姓のものもあてられるようになったらしい。

平城宮東方官衙地区の焼却土壙一九一八九から出土した文書様木簡に、日置内麻呂の名がみえるが、

(表) 燈十三具 燈台五枚 副油瓶一口

□一合油受小甔三口四束布者〔豊川／所充〕

(裏) 十三具 三合二口 二合五口□五夕四口

□月□日日置内麻呂 一合一口炬残五合

□□一升(城 39-8 下(12))

燈・油などがみえることから、これも殿部の職掌に関連する可能性が想定できるであろう²⁵⁾。

以上について共通して認められるのは、いずれもが律令制下の宮内省の管轄下にあったことである。出雲臣は三輪山の麓、箸墓古墳のまさに足許の田の耕作に従事しており、額田大中彦や大山守に連なるイズモの氏族は、供御のための氷の管理、王宮の殿舎の管理などに従事した。つまり内廷に強度に従属するのがイズモ系の氏族の特徴なのである。

こうしたイズモの集団のヤマトへの奉仕を考える際に、やはり外せないのが出雲国造による神賀詞の奏上である。国造は元来、朝鮮半島派遣部隊の指揮官を指すが²⁶⁾、律令制下には軍団が組織されるため、主として祭祀を掌るようになる。そして、出雲国造だけがその代替りに際して、上京して神賀詞を奏上した。『延喜式』祝詞 29 出雲国造神賀条に祝詞が伝わるが、それによると神賀詞は序文・神話に由来する奉仕の内容・後文の三段からなる。

第一段の序文は、「八十日は在れども、今日の生日の足日に」、出雲国造が「掛けまくも恐き明つ御神と大八島国所知食す、天皇命の大御世を、手長の大御世と斎う」として、イズモの熊野大神と国作り神の大穴持命をはじめ百八十六社に坐します神々を鎮め仕え奉り、「神賀の吉詞、奏し賜わくと奏す」とある。ここにみえる百八十六社の神は、『出雲国風土記』総記の神祇官に登録された神社が一八四座であること²⁷⁾、『延喜式』神名帳に記載された出雲国の神が一八七座であることから、祝詞が確定した段階の出雲国内の神社の数と考えられる。熊野大神は出雲国東部の意宇川の上流に鎮座する熊野大社であり、大穴持命の「ナ」は「地」と同じで、大穴持というのは地を作る、つまり国を作るに通じ、それは大国主と同じ意となり、大国主命を祀る杵築大社が相当する。イズモの東と西を代表する神と国内の神々が天皇に対して賀詞を奏することを表現したものである。

第二段では、その神話的由来が述べられる。皇御孫命による大八島国の統治にあたり、出雲臣の遠祖、天穗比命は豊葦原水穂の国の荒ぶる様を報告し、子の天夷鳥命を天降りさせ、地上の荒ぶる神を撥い平け、国を作った大神も鎮め、大穴持命の国譲りが実現したこと、大穴持命は皇御孫命の静まり坐す大倭国に、自らの和魂を八咫の鏡に取り託け、ヤマトの大物主櫛瓊瓊杵玉命と名を稱えて、大御和の神奈備に鎮座した。そして大国主命の御子阿遲須伎高孫根の命の御魂を、葛木の鴨の神奈備に鎮め、事代主神を宇奈堤に安置し、賀夜奈流美の御魂を飛鳥の神奈備に置いて、大物主命・阿遲須伎高孫根・事代主神・賀夜奈流美の四神を「皇孫の命の近き守り神」として貢り置きて、大穴持命は八百丹杵築宮に鎮座したことが述べられる。杵築宮は出雲大社のことである。それで、出雲臣の祖の天穗比命は、「天皇命の手長の大御世を、堅石の常石にいわい奉り、いかしの御世にさきわえ奉れ」として、神の礼白・臣の礼白である神宝を奉る。ここまでが第二段である。

第三段では奉る神宝が列挙される。白玉・赤玉・青玉・横刀・馬・白鵠・倭文・鏡である。このような神々の宝を挙げもちて、神の礼白・臣の礼白と、恐み恐みも、天津次の神賀の吉詞、白し賜わくと奏すとい

うことで締めくくられる。

出雲臣の祖とされる天穗比命以来の奉仕譚にはじまり、皇孫命の守り神として四神がヤマトに配置され、大穴持は杵築大社に鎮座することが述べられているのだが、大御和の神奈備は三輪山のことであり、山をご神体とする大神神社がある。葛城の鴨の神奈備は『延喜式』神名帳にみえる高鴨阿治須岐託彦根命神社のことであり、『出雲国風土記』意宇郡条にも天下を造る大神の御子として阿遲須積高日子命がみえ、葛城の賀茂社に鎮座するとある。事代主神は『延喜式』神名帳に葛上郡にある鴨都波八重事代主命神社が相当するであろう。飛鳥の神奈備は同じく神名帳にある高市郡の加夜奈留美命神社であろう。

神賀詞の祝詞をめぐるのは、これまでも研究が蓄積されてきたところであり、四神が鎮座する神奈備の中心に位置するのが藤原京であることから、『延喜式』祝詞にみえる神賀詞が成立するのは新しいと考えられることが指摘されている²⁸⁾。また、出雲の神々の数に相違があるように、祝詞自体は天平期以降に成立したものであり²⁹⁾、この祝詞そのものを古くからのものと見なすことはできないが、ここで語られる伝承の論理はやはり興味深い。この点についても論者により力点の置き方が異なるため、さまざまな見解があるのだが、出雲国造が奏上する神賀詞は、イズモ全体を代表し含み込むものであり、菊地照夫が指摘するように、儀礼の本質的意義は神々の宝を献上することにあつたと考えられる³⁰⁾。その神宝も玉・大刀・鏡などは普遍的な威信財でもあり、取り立てて特徴はないが、そこに含まれる白鵠はイズモをめぐる伝承の重要なアイテムであった。

3. イズモの従属とキビ

(1) 神宝の篡奪

以上の如く、キビとイズモの伝承を対比的に検討してきたが、キビがヤマトとの間にキサキを出す関係にあつたのに対して、イズモからはキサキが輩出されることはなかった。出雲臣の祖は天神であるが、イズモ系の諸集団は内廷に奉仕し、出雲臣は神宝を献上し天皇の手長の御世を言祝ぐ存在であつた。いずれもキビとヤマト、イズモとヤマトの関係の一断面を示すものだが、キビと比較してイズモの方が従属度は高かつたと言えるだろう。実はキビとイズモの間にも伝承上の関連があり、それはイズモのヤマトへの従属と深い関連があつた。

『日本書紀』崇神六〇年七月癸酉条によると、崇神は出雲大神の宮に収められていた神宝を奪うことを画策する。神宝を管理していたのは出雲臣の遠祖、出雲振根とされるが、彼が筑紫に出かけて留守の間に、弟の飯入根が神宝を献上してしまう。この振根は『出雲国風土記』出雲郡健部郷条にみえる「神門臣古祢」と考えられるので、ここにみえる大神は熊野大神ではなくキツキの大神をさし³¹⁾、献上された神宝は出雲大社のものであつた。飯入根が神宝を献上したことに、振根は激怒し弟を謀殺するのだが、偽の大刀による謀殺のエピソードは『古事記』景行段にもあり、こちらは出雲健をヤマトタケルが謀殺したことになっている。そして『出雲国風土記』出雲郡健部郷条では、ヤマトタケルに因み神門臣古祢を健部に定めたとする。

『日本書紀』崇神紀では吉備津彦と武埴河別が振根を誅殺するのだが、すでに述べたように、吉備津彦と武埴河別は崇神朝に四方に派遣されたとの伝承にみえるいわゆる四道將軍である。こうしてイズモの神宝はヤマトに奪われるのだが、振根が誅殺された後に、出雲臣らは神宝を献上したことが憚られたのか、大神を祀らない時期があつた。すると、イズモの大神はタニハの氷上地方の氷香戸部の子に憑依し、子どもが話さないようなことを突然話し出すようになる。そこで、朝廷はイズモの大神を祀ることを命じたというものである。

イズモの神宝は、天上から降ったものとされているのだが、それがヤマトに奪われてしまうのは由しき事態であり、神の意思は憑依により現されることになる。その際、憑依されたのが子どもであること、それが発話に関するものであることに注意したい。実は、このモチーフに関連するのが、アジスキタカヒコ、物言わぬ皇子の伝承である。

まず『出雲国風土記』には先ほども述べたように、大穴持命の御子神であるアジスキタカヒコ物語が伝わる。その神格をめぐるのは、さまざまな議論があるが³²⁾、彼は、「御須髪八握に生ふるまで昼夜哭き坐して、辞通はずありき」とあるように、長じてもお物言わぬ皇子であった（仁多郡三津郷条）。また、杵築大社の所在する神門郡条には「阿遲須積高日子命、甚く昼夜哭き坐しき」とあり、昼夜泣き続ける阿遲須積高日子が描かれている。アジスキタカヒコは『播磨国風土記』神前郡条にもみえており、伝承はイズモとヤマトに限定されない広がりをもっていた。

また物言わぬ皇子の物語は、記紀の垂仁段・垂仁紀にホムチワケ・ホムツワケの物語としてみえる。『古事記』垂仁段はホムチワケの物語としても伝わるのだが、垂仁の後サホヒメは、兄であるサホヒコの滅亡の際、燃え盛る稲城のなかで皇子を出産し、皇子はホムチワケと命名される。しかし、彼は、「八拳鬚心前に至るまで」、長じても言葉を発することがなかった。ホムチワケの火中出生譚自体は、漢訳仏典の『経律異相』巻四四「瞻婆女人見死闇維於火中生子 八」に依拠したものであることが瀬間正之の研究で明らかにされているが³³⁾、それ以外の物言わぬ皇子の伝承そのものは元来、存在したものであったと考えられる³⁴⁾。

そして、ある日のこと、ホムチワケは、高く飛び行く「鵠之音を聞き、始めて阿伎登比」する。阿伎登比は「これは何か」と聞くことであり、鵠の音を聞いて初めて言葉を発したわけである。そこで、山辺之大鵠を遣して、木国より針間、稲羽、丹波、多遲麻、さらに東に向かい、近淡海から三野、尾張・科野をへて、高志に行き、和那美の水門に網を張りその鳥を捕まえたが、それでもホムチワケは物を話すことはなかった。すると垂仁の夢に神が現れ、「我が宮を天皇の御舎の如く修理めば、御子必ず真事とはむ」と告げる。その神は誰かということで、「布斗摩迹に占相へ」たところ、「この祟は、出雲大神の御心なりき」とでる。

そこで御子に副えて曙立王・菟上王を遣わし、イズモに詣でた。大神を拝み終えた後、「肥河之中」の仮宮に至り、出雲国造の祖、岐比佐都美が御饌を献上した際、ついに「是の河下に、青葉山の如きは、山と見えて山に非ず。若し出雲之石■之曾宮に坐す、葦原色許男大神を以て伊都玖祝が大庭や」と発する。これを「大神を拝みしに因り、大御子物詔のらしき。故、参上り来つ」と覆奏したところ、垂仁は喜び菟上王をイズモに戻し、神宮を造らせる。そして御子に因んで鳥取部・鳥甘部・品遅部・大湯坐・若湯坐を定めたとの伝承である。

『日本書紀』垂仁二三年条は、『古事記』ほど詳細なものではないが、垂仁の皇子誉津別王が年既に三〇歳ではあるが、「八掬髯鬚までに、猶泣つること児の如し」とあり、垂仁は「常に言ざること、何由ぞ。因りて有司をして議れ」と命じ、このときにも「時に鳴鵠ありて、大虚を度る。皇子仰ぎ観て曰はく、『は何物ぞ』』と言ったことがみえる。天湯河板拳を派遣して、その鳥を「出雲に詣りて」捕らえたとある。『日本書紀』では献上された鵠を弄ぶことで、ついに言語を獲得することになっている。

こうした物言わぬ皇子の伝承が朝廷に伝わっていたことは確実であろう。七世紀の斉明朝でも生まれてから話しをしなかった建皇子の例がある。建皇子は斉明女帝の孫にあたり、天智天皇と蘇我倉山田石川麻呂の女、遠智娘との子で「啞不能語」とみえる³⁵⁾。皇子は斉明四年五月に八歳にして亡くなるのだが、斉明女帝はそれを大いに悼み、自らの死後の合葬を言い渡し³⁶⁾、翌年には出雲国造に「神之宮」の厳修を命じ、「於友郡役丁」などが徴発されている³⁷⁾。この宮を意宇地方に所在する熊野大社と考える説もあるが³⁸⁾、出雲大社（杵築大社）のことであろう。従来の史料批判の方法によれば、斉明朝の事実を基点に、それを遡る叙述が生まれたと考えることになるのだが、その論法が成立するためには、何故、斉明朝において出雲大社を修築するのかを説明する必要がある。しかし、それは困難であろう。

物言わぬ皇子の伝承はもう一つあり、『尾張国風土記』逸文に丹羽郡吾縵郷の伝承がのこるが、そこにも「巻向珠城宮御宇天皇世品津別皇子、生七歳になりて語ひたまはず」とみえる。こちらは「皇后」に夢告があり「吾は多具国之神、名は阿麻乃弥加都比女と曰う。吾、未だ祝を得ず。若し吾が為に祝人を宛てば、皇子能言ひ、亦た是、寿考ならむ」ことが告げられ、神を祀る人を卜ったところ「日置部等が祖、建岡君」が選ばれるというものである。『古事記』垂仁段と『日本書紀』垂仁二三年条を混合

させたような内容であるが、登場する神などに異なる点がある。こうした物言わぬ皇子の伝承が広く共有されていたと考える方が、無理のない解釈ではなかろうか。そして、『尾張国風土記』での奉斎者が日置部に連なるとされる建岡君であることも注意したい。すでに述べたように、大山守皇子に連なる日置臣はイズモに多く認められた³⁹⁾。この伝承もイズモの伝承のバリエーションである可能性が考えられるだろう。

以上、まず宮廷には物言わぬ皇子についての伝承が古くから存在したであろうこと、その背景には、『古事記』垂仁段に明示されているように、イズモの大神の祟りがあったことを想定したい。そして、なぜイズモの大神は祟るのかということ、伝承の論理に従えば、これはやはり神宝の篡奪によるものと考えられない。キツキの大神の神宝をヤマトが奪い、オウ地方の集団がイズモ全体をヤマトの配下として、祭祀を管理したことが想定できるのではないだろうか。このプロセスがイズモのヤマトへの従属を示していたのである。

(2) 品治部の分布

神宝篡奪のプロセスにおいて、吉備津彦が参加しているように、キビもそこに関与していたと考えられる。この点をさらに検討してみよう。鍵となるのは、物言わぬ皇子の伝承にみえる品治部である。

まずイズモ大神の奉斎に遣わされた曙立王・菟上王は『古事記』開化段に伝わる日子坐王系譜にみえる。『古事記』開化段には、開化の皇子、日子坐王と沙本之大闇見戸売・袁祁都比売・息長水依比売・山代之姪名津比売の間の子により構成される一大系譜群である日子坐王系譜が残されている。日子坐王系譜は複雑な成り立ちをしており、例えば、『古事記』開化段本文では日子坐王の子女を十一人とするが、実際に列挙されている子女の総数は十五人であり、『古事記』の記述に齟齬のあることが以前より知られている。これは『古事記』が最終的に編集されるに際して四人が付会されたことを示しており、日子坐王との間に四人の子女をもうけたのが沙本之大闇見戸売であることから、沙本之大闇見戸売の子である沙本毘古王・袁邪本王・沙本毘売命・室毘古王が付会されたと考えられている⁴⁰⁾。また、日子坐王と袁祁都比売の系譜は、息長宿禰王・息長帯日売を導くためのもので、舒明天皇の養育氏族である息長氏が、王統の直接的な始祖である継体に至る伝説上の始祖からの系譜に、自らの氏族出身の后を架上していったことが指摘されている⁴¹⁾。この系統にのみ異世代婚がみえることから、にわかに信用し難いもので、複数の系譜からなるものであり注意が必要だが、曙立王と菟上王は、日子坐王と山代之姪名津比売との間に生まれた大倭王の子とされ、曙立王は「伊勢之品遅部君・伊勢之佐那造之祖」、菟上王は「比売陀君之祖」としてみえる。品治部に関連するものでは、日子坐王と袁祁都比売に系譜する息長宿禰王の子で、息長帯比売・虚空津比売の同母弟にあたるとされる息長日子王は「吉備品遅君・針間阿宗君之祖」とあり、吉備の品治部の祖とされている。

品治部は古くはホムチワケの名代として理解する向きもあったが、記紀の記述を鵜呑みにすることは控えるべきであろう。こうした部が明確になるのは六世紀のことであるが、集団を単位とした服属の関係は古くまで遡るものである。品治部がどのような奉仕を行っていたのか判然としないが、可能性としては品治宮なるものが存在し、そこに奉仕をしていたか、なんらかの職掌を負い王に奉仕をしていたことが考えられるだろう。いずれとも決しがたいが、ヤマトにおいて品治部の存在したことが確実な場所が葛下郡の品治郷であり、二上山の麓の当麻の近隣に位置し、広い意味でのカズラキ勢力の範囲に属する。

また、日子坐王は、開化と丸迹臣の祖である日子国意祁都命の妹、意祁都比売との子であり、『旧辞本紀』天皇本紀では開化段に、彦坐王としてみえ「當麻坂上君等之祖」とされるが、彦坐王の弟彦蔭實命について「品治部君等祖、彦湯産隅命」とあり、品治部とのつながりもうかがわせる。品治部の背後にはヤマト・カズラキ・ワニの勢力を読み取ることが可能であろう。

品治部は各地に認められるが、表2にまとめたように、東は越中、西は周防までが分布範囲であり、おおそ山辺大鷦の廻った範囲と重なり、品治部が濃厚に分布したのが出雲であった。天平十一年

表2 品治部の分布

大和	葛下郡	品治郷	和名抄
山背	愛宕郡	出雲郷	『大日古』1/372
伊勢		品遅部君	開化段
越前	坂井郡	品遅部君 広耳	『大日古』4/257
	江沼郡	品治部	『大日古』2/276
加賀	加賀郡	品治部	『木簡研究』28-161
越中	砺波郡	品治部	『平安遺文』204
但馬		品治部君	『大日古』2/61
因幡	邑美郡	品治郷	和名抄
出雲	楯縫郡	品治部首	『後紀』延暦20年6月丁巳条
	仁多郡	品治部	『出雲国風土記』
	出雲郡	品治部	『大日古』2/218ほか
	神門郡	品治部	『大日古』2/225ほか
播磨	賀茂郡	上鴨里	品遅部村
備前	邑久郡	品治神社	『播磨国風土記』
備後	品治郡	品治郷	備前国神名帳
	葦田郡	品治牧人	和名抄ほか
安芸	山縣郡	品治郷	靈異記下27
周防	玖珂郡	品治	和名抄
			『平安遺文』199

(七三九)の出雲国大税賑給歴名帳には、出雲郡出雲郷・杵築郷、神門郡朝山郷・日置郷・滑狭郷・多伎郷に品治部(凡治部)がみえ、『日本後紀』逸文延暦二十年六月丁巳条にも楯縫郡人として品治部首真金がみえる。ちなみに出雲国大税賑給歴名帳は残存に偏りがあり、出雲一国の分布状況をここから推し量ることはできないが、郡司に限られるが一国全体の状況がうかがえる『出雲国風土記』では、仁多郡条の末尾に主帳として「品治部」がみえるのみであり、出雲東部には、ほとんど分布していなかったと考えられる。

そしてイズモの品治部と直接、関係しそうなのが、キビの品治部である。律令制下には備後国品治郡が編成されるように、キビにも品治部は存在した。『日本三代実録』貞観六年十一月十日条には、備後国品治郡人として従八位上品治公宮雄がみえる。『日本書紀』仁徳四十年二月条にも吉備品遅部雄鯉が播磨の佐伯直とともにみえるが、品治公・吉備品遅君が郡名氏族であったろう。『日本霊異記』(下二七)にも備後国葦田郡の人として品治牧人が確認できる。なお『先代旧事本紀』国造本紀にも吉備品治国造があげられており、「志賀高穴穂朝。多遅麻君同祖。岩角城命三世孫大船足尼定賜国造」とされている⁴²⁾。

備後国は出雲国と中国山地を挟んで直接、接しており、とりわけ、そこに集中的に品治部がみられることには、やはり何らかの意味があったのだろう。節をあらためて、キビとイズモの交通のあり方から検討してみたい。

4. キビとイズモの交通

アジスキタカヒコの母がツクシ胸形の多紀理毘売命で、父である大国主がコシの沼河比売にヨバヒするように(『古事記』上)、イズモは日本海ルートでつながっているのだが、キビとイズモの間の交通も古くから存在した。弥生時代に瀬戸内海沿岸、とりわけキビに集中して分布する分銅型土製品は山陰地方でも出土しており、山陽と山陰を結ぶ交通が存在したことは確実である。弥生時代の末には、よく知られるように、イズモの西谷三号墳にキビの特殊器台型土器が搬入されており、直接的な首長間の交通も存在した。

具体的にみてみよう。『出雲国風土記』には周辺国との間の交通路がみえる⁴³⁾。ここで問題とするのは、キビとの交通であるが、さしあたり備後国との間には、仁多郡から、

①備後国恵宗郡との堺なる遊託山に通くこと、卅七里。〔常に剱あり〕

②同じき恵宗郡との堺なる此市山に通くこと、五十三里。〔常には剱なし。但し、政有る時に当りて、権に置く〕

がみえ、飯石郡からも

③同じく備後国恵宗郡との堺なる荒鹿坂に通くこと、卅九里二百歩、〔徑に常に剗あり〕の道が通い。さらに国を基準とした総記には、

④南西道は五十七歩にして斐伊川に至る。〔渡卅五歩にして度船一あり〕。又南西のかた卅九里一百八十歩にして、飯石郡家に至る。又郡家より南のかた八十里にして、国の南西の堺に至る。〔備後国三次郡に通う〕。惣て国を去る程は、一百六十六里二百五十七歩。

として三次郡に通じる道があげられている。

このほかに、以前に検討したものだが、仁多郡から伯耆へ抜ける

⑤伯耆国日野郡との堺なる阿志毘縁山に通くこと、卅五里一百五十歩。〔常に剗あり〕

阿志毘縁道がある。鳥上山の北側、現在の島根県・鳥取県の県道一〇八号線に比定されるのが阿志毘縁道で、これも中国山地を通過する道だが、「常に剗を置く」とある。天平六年は新羅との関係が緊張しており、出雲国内の牛・馬・兵器の移動を禁じるために関を置いて管理するのだが、常剗の存在は恒常的な交通のあったことを示すであろう。阿志毘縁道で伯耆に入り南に向かい谷田峠を超えると備中の高梁川上流に出る。冬は積雪により通行困難であるが、現在の奥出雲地方からキビに抜ける陰陽連絡路は古くから存在した⁴⁴⁾。

そこで、再度、想起したいのが『古事記』開化段のホムチワケの伝承である。ホムチワケはキツキに鎮座するイズモの大神を拝み終えた後、「肥河之中」に仮宮を造り、そこで岐比佐都美の饗応を受け、肥長比売と一夜をともにするが、蛇であったことを知り、山のタワから船を引き上げ逃げ帰ったとある。これはキツキを出発した後に、出雲国出雲郡出雲郷に編成される地点としてのイズモを経由して、斐伊川を遡ったことを示すのではなかろうか。そこから斐伊川を上流に遡って仁多郡に至り南に向かえば備後国恵宗郡であり、仁多郡から東に向かえば源流の鳥上山に通じ、阿志毘縁道を経て伯耆国日野郡・備中国哲多郡へと至ることになる。いずれにせよホムチワケはキビを経由してヤマトに戻ったことになりはしないだろうか。

図2は杵築大社と吉備津神社の間を現在の道路を基準にして最短ルートを経路情報システム上で計算したものである。鳥上山がキビとイズモの境界にあり、吉備津神社と杵築大社を結ぶ線上に位置することが了解できよう。斐伊川と同様に、キビ中枢を流れる高梁川は中国山地に源流があり、備中国と備

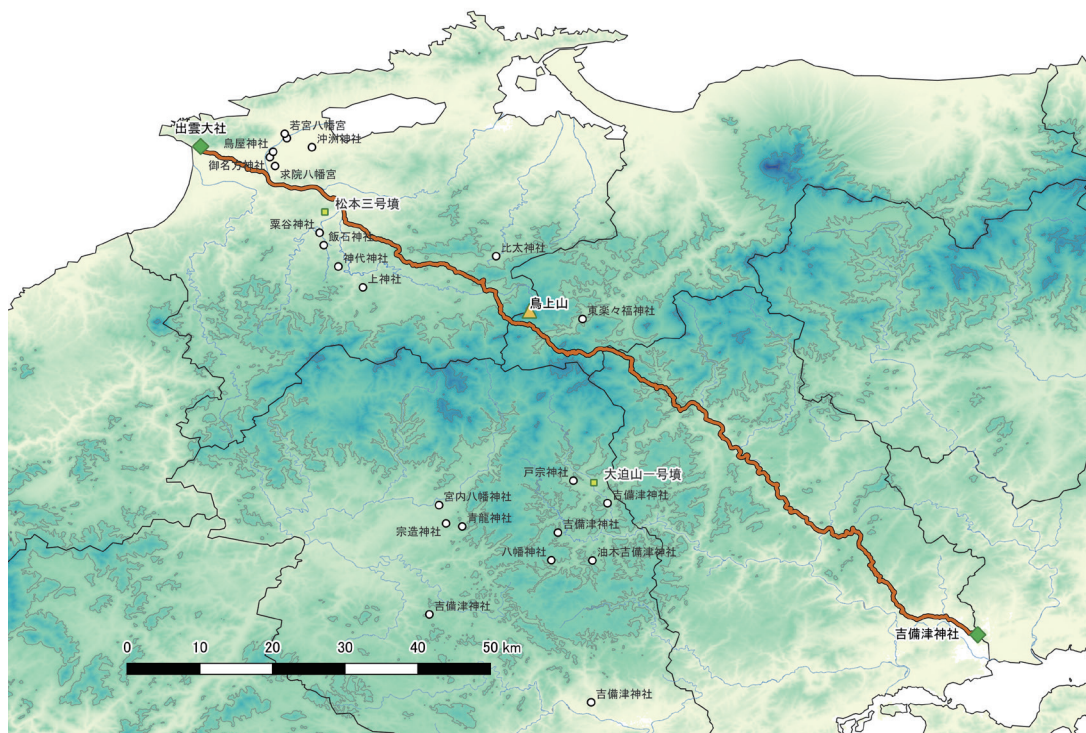


図2 GISで計算した吉備津神社と出雲大社の最短ルート

後国の極北にまでたどり着く。備後国の東北部、現在の広島県庄原市東城には高梁川支流の成羽川に注ぐ東城川が流れるが、イズモ・キツキへと流れる斐伊川とキビ中枢部へと流れる高梁川は、鳥上山周辺の中国山地に源流があり、これらの河川は交通路としての役割も果たした。斐伊川の流れについては、『出雲国風土記』出雲郡条に詳細があるが、材木の切り出しにも利用され、斐伊川を上下する船のあったことがみえる。もちろん備後国にキビの品治部が濃厚に存在することを考えると、備後国から北にぬけ恵宗郡の遊託山や此市山からイズモに入るルートもあるが、キビとイズモを最短で結ぶルートは高梁川・斐伊川ルートであった。おそらく西谷三号墳に搬入された特殊器台はこうしたルートを辿ったのではなかったらうか。

このルートについて興味深いのは、ルートに沿って前期古墳が分布することである。例えば、高梁川支流の東城川が流れる東城盆地の場合、広島県庄原市東城町の中国自動車道東城インター脇の丘陵上に大迫山古墳群がある。この地域には正確な数は不明だが五〇〇基に近い小円墳が存在するが、わずかに五基の前方後円墳が築かれる。このうち大迫山一号墳は墳長四五・五mの前方後円墳で前方部が撥型にひらく典型的な前期の前方後円墳である。「畿内色の強い古墳」なのではなく⁴⁵⁾、キビ色の強い古墳とすべきであろう。丘陵の麓に鎮座する吉備山八幡神社は吉備津彦を祀る。

また斐伊川中流域の島根県雲南市三刀屋には、古墳時代前期に突如として松本古墳群が出現する。このうち松本一号墳と三号墳は墳形が良好に残る典型的な前方後方墳で、墳長五二mで最も大きい三号墳の前方部は若干撥型にひらいている⁴⁶⁾。出雲平野に前期古墳が見られず、斐伊川を少し溯ったこの地域に突如として、こうした古墳が出現する背景に斐伊川・高梁川ルートでのキビとの交流を想定することも可能であろう。イズモは方形の墳墓が卓越する地域であるが、キビでも岡山市中区四御神の備前車塚古墳⁴⁷⁾、岡山市北区津倉の津倉古墳⁴⁸⁾、総社市秦の一丁ぐろ古墳など、古墳時代前期に築かれた前方後方墳が存在する。

そして、このルートにも吉備津彦が分布した。斐伊川上流域から下流域にかけて吉備津彦を祀る神社が多くある。『出雲国風土記』仁多郡三処郷条にみえる比太神社は『雲陽誌』(能義郡)にある一宮明神に相当し、吉備津彦・吉備津媛を祀るとされる。同じく『出雲国風土記』飯石郡条にみえる上神社、栗谷神社、託和神社の主祭神は『雲陽誌』(飯石郡)によるといずれも吉備津彦である。とりわけ集中するのが出雲郡であり、同じく『雲陽誌』(出雲郡)によると斐川町原鹿の原鹿神社、斐川町沖洲の吉備津神社が吉備津彦を祀る。このほかに簸川郡斐川町求院の求院八幡宮、斐川町名島の御名方神社、出雲市西代町の若宮神社でも吉備津彦を祀っていた⁴⁹⁾。斐川町は出雲郡出雲郷を含むまさに狭義のイズモである。律令制下には出雲国には吉備部臣⁵⁰⁾—吉備部君⁵¹⁾—吉備部がみえるが、これらは出雲郡・神門郡に確認された。吉備部なるものの由来と実態は不明とせざるを得ないが、キビとの接触を想定することができるだろう。狭義のイズモは濃厚にキビ色に染まっていたのである。

おわりに

かつて門脇禎二は「出雲西北部一杵築地方から斐伊川・神門川下流域は、四世紀中ごろのフルネ討滅いらい、吉備国家の支配下に入った」ことを指摘した⁵²⁾。門脇の持論である地域国家としての吉備国家なるものについては留保するが、この指摘はやはり重要であり、キツキを中心とする狭義のイズモ地方がキビなどのヤマトの勢力に征圧されたことは事実であつたらう。オウの集団はヤマトに従属することでキツキの支配に携わったのではないだろうか。オウを含めてイズモの勢力はヤマトに強度に従属していたのである。村井康彦はヤマトにイズモとの伝承上の痕跡を見出し、イズモ勢力によるヤマト侵攻を唱えるが⁵³⁾、考古学的にそれを裏付けるものは確認されていない。やはり、キビ・ヤマトによるイズモの征圧を考えるべきだろう。

キビはヤマトと一体であり、イズモへの侵攻も武渟川別だけでなく、ワニやカズラキといった諸勢力とともにあった。その時期を特定することは困難であるが、斐伊川流域と神門川流域では三刀屋の松本古墳群を除いて、目ぼしい古墳が存在せず、六世紀に至って出雲平野に大念寺古墳が築造されるまで

古墳が築かれないことを考えると、門脇が想定したように古墳時代前期に遡る可能性が高い。

これまで、『古事記』・『日本書紀』にみえるイズモを舞台とする記紀の神話を理解するに際して、キビの存在を考慮することはほぼなかったが、以上の見通しは、倭王権形成過程の再検討にもつながる可能性を秘めている。八岐大蛇退治をめぐるスサノヲ神話の舞台はキビとの境界領域の話なのであり、キビとイズモは表裏の関係にあった。ヤマトとイズモが結びつく前に、キビとイズモの関係が先行した可能性も考えられるのである。この点はキビの東遷を想定する議論にも関連すると予想されるが⁵⁴⁾、現状において文献史料を中心とした分析の射程はこの程度が限界である。列島社会の政治的統合は、ツクシ・コシ・キビ・タニハ・ワニ・カズラキ・ヤマトといった広い範囲の勢力が関連し合いながら実現するのであり、そのダイナミズムの解明が課題である。そのためには、列島各地での丹念な地域史的分析が不可欠である。今後の研究の進展に期待したい。

注

- 1) 本稿に関わる代表的なものだけをあげるが、岸俊男「ワニ氏に関する基礎的研究」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年 初出一九六〇年)、井上光貞「カモ県主の研究」(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年 初出一九六二年)。
- 2) 『続日本紀』延暦三年十月庚午条。
- 3) 直木孝次郎「“やまと”の範囲について—奈良盆地の一部としての—」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年 初出一九七〇年)。
- 4) 土肥経平『寸箴之塵』(『吉備群書集成』第一輯、吉備群書集成刊行会、一九二一年)。
- 5) 岸俊男「『額田部臣』と倭屯田」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年 初出一九八五年)。
- 6) 今津勝紀「吉備をめぐる予備的考察」(鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、二〇一二年)。
- 7) 岡山県総社市の三須丘陵上の小墳群は古墳時代前期に属する。この点については松木武彦『吉備地域における巨大古墳形成過程の研究』(科学研究費補助金(B)研究成果報告書、二〇一〇年)を参照されたい。
- 8) 吉田晶「吉備氏伝承に関する基礎的考察」(『吉備古代史の展開』塙書房、一九九五年 初出一九八三年)。
- 9) 『古事記』景行段にヤマトタケルに副えられる吉備臣の祖が御鋸耳耳建日子とあり、応神紀の御友別に通じる可能性も考えられる。
- 10) 陵墓調査室(清喜裕二)「大吉備津彦命墓の墳丘外形調査報告」(『書陵部紀要』第六一号〔陵墓篇〕、二〇一〇年)、陵墓調査室(清喜裕二)「大吉備津彦命墓採集の遺物について」(『書陵部紀要』第六二号〔陵墓篇〕、二〇一一年)。
- 11) 宇垣匡雅『榑築墳丘墓』(岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室、二〇二一年)。
- 12) なおもう一つの中心は旭川・吉井川が流れる備前の平野部であり、岡山市東区の浦山茶臼山古墳をはじめ、ごく初期の前方後円墳や前期古墳が集中する。
- 13) 『続日本紀』養老五年四月丙申条。
- 14) 直木孝次郎「県主と古代の天皇」(『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年)。
- 15) 今津勝紀「吉備をめぐる予備的考察」前掲。
- 16) 『日本書紀』舒明二年正月戊寅条。
- 17) 門脇禎二『出雲の古代史』(日本放送出版協会、一九七六年)。
- 18) 岸俊男「『額田部臣』と倭屯田」前掲。
- 19) 『大日本古文書』一一三九六～四一三。
- 20) 「興福寺大和国難役免坪付帳」『平安遺文』四六三九。
- 21) 延喜宮内省式 54 官田条。

- 22) 古市晃「五・六世紀における王宮の存在形態－王名と反逆伝承－」(『国家形成期の王宮と地域社会』塙書房、二〇一九年 初出二〇一一年)。
- 23) 延喜主水司式 25 運氷駄条。
- 24) 職員令 53 主水司条。
- 25) 日置氏の内廷的性格については、吉松大志「日置氏と欽明朝の出雲」(『出雲古代史研究』二六、二〇一六年)を参照のこと。
- 26) 今津勝紀『日本古代の税制と社会』(塙書房、二〇一二年)。
- 27) 『出雲国風土記』の諸写本を集成した研究成果が公刊された。島根県古代文化センター編『出雲国風土記－地図・写本編－』(島根県教育委員会、二〇二二年)は今後の研究の基礎をなすものであり有益である。
- 28) 『日本古典文学大系 古事記 祝詞』(岩波書店、一九五八年)。なお武広亮平『「出雲国造神賀詞」研究小史』(『出雲古代史研究』二、一九九二年)が論点を整理しており、参照されたい。主要な論点は祝詞の意味、儀礼の開始期などがあり、それらを基点に記紀神話の解釈、出雲国造の理解などが多様に論じられている。近年の研究については篠川賢「出雲国造神賀詞奏上儀礼小考」(『日本常民文化紀要』二三、二〇〇三年)、大川原竜一「律令制下の神賀詞奏上儀礼についての基礎的考察」(『ヒストリア』二一一、二〇〇八年)、瀧音能之「出雲国造神賀詞奏上儀礼の始原とその背景」(『出雲古代史研究』一五、二〇〇五年)、三宅和朗「記紀神話の成立」(吉川弘文館、二〇〇九年)、水林彪「古代天皇制における出雲関連諸儀式と出雲神話」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五二、二〇〇九年)、関和彦『古代出雲深層と時空』(同成社、二〇一四年)、森田喜久男『古代王権と出雲』(同成社、二〇一四年)がある。
- 29) 上田正昭「出雲文化の伝統」(近藤義郎・上田正昭編『古代の日本 4 中国・四国』角川書店、一九七〇年)。
- 30) 菊地照夫「出雲国造神賀詞奏上儀礼の意義」(『古代王権の宗教的世界観と出雲』同成社、二〇一六年 初出一九九五年)。
- 31) 門脇禎二『出雲の古代史』前掲。
- 32) アジスキタカヒコネの神格をめぐることは、大きく言って、アジを美称、タカヒコネは敬称とし、スキ・シキについてスキを鋤、シキを地名(磯城)とするなど解釈がわかれる(『日本神話事典』大和書房、一九九七年)。また神話に描かれる様から農業神・雷神とする解釈もあるようだが、神話を解釈する方法論が確立されているわけではない。そのため、これらの点は一切を留保する。
- 33) 瀬間正之「垂仁記と漢訳仏典」(『記紀の文字表現と漢訳仏典』おうふう、一九九四年)。
- 34) 今津勝紀「古代播磨の『息長』伝承をめぐる」(『日本史研究』五〇〇、二〇〇四年)。
- 35) 『日本書紀』天智七年二月戊寅条。
- 36) 『日本書紀』斉明四年五月条。
- 37) 『日本書紀』斉明五年是歳条。
- 38) 『日本古典文学大系 日本書紀 下』(岩波書店、一九六五年)。
- 39) 式内社の日置神社は尾張国愛智郡、近江国高島郡、信濃国更級郡、若狭国大飯郡、加賀国江沼郡、越中国新川郡、但馬国気多郡に所在し、『和名類聚抄』で日置郷は安房・能登・越後・肥後・薩摩にも認められるが、大和国葛上郡・丹波国多紀郡・丹後国与謝郡・但馬国気多郡・因幡国気多郡・出雲国神門郡・周防国佐波郡・長門国大津郡に存在した。なかでも丹波国多紀郡では大領以下を日置氏が独占しており(「延喜一五年東寺伝法供家牒」『平安遺文』二二二号)、タニハは日置氏の拠点であったと考えられる。日置郷は品治郷と同様、ヤマトのカズラキの範囲にあり、ヤマト・カズラキ・タニハからのイズモへのルートが想定できる。こうしたルートや関係が背景にあり、キツキの大神がタニハの水香戸部の子に憑依したとの伝承が生成されたのであろう。
- 40) 吉井巖「応神天皇の周辺」(『天皇の系譜と神話 一』塙書房、一九七六年)。
- 41) 笹川尚紀『「帝紀」・「旧辞」成立論序説』(『史林』八三―三、二〇〇〇年)。
- 42) ちなみに中世の史料ではあるが、備前国の西大寺観音院に伝わる備前国神名帳に邑久郡の品治神社がみえるので、備前にも品治部は存在した。
- 43) この点に関して、『島根県古代文化センター研究論集 第二七集 山陰における古代交通の研究』(島根県教育委員会、二〇二二年)は最新の成果である。参照されたい。

- 44) 中国山地が冬期には積雪で通行不能であったことは、近世の絵図類でも確認できる。こうした季節観念に関する先駆的な仕事として、関和彦「雪の古代史」(吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房、一九九八年)があり、鉄穴流しと冬期の季節労働の関係を説く。
- 45) 大迫山一号墳については、『東城町史 1 自然環境・考古・民俗資料編』(東城町、一九九六年)を参照のこと。葛原克人・古瀬清秀『吉備の古墳 下 備中・備後』(吉備人出版、二〇〇〇年)。
- 46) 『松本古墳群及び周辺地内遺跡確認調査報告書』(三刀屋町教育委員会、二〇〇四年)。
- 47) 近藤義郎・鎌木義昌「備前車塚古墳」(『岡山県史 考古資料』岡山県、一九八六年)。
- 48) 光本順編『津倉古墳 測量調査概報』(岡山大学大学院社会文化科学研究科、二〇一五年)。
- 49) 山陽放送学術文化財団編『神社と鉄についての調査報告—吉備文化の源流を求めて—』(山陽印刷、一九八三年)。吉備津彦の分布は藤井駿の調査班による。
- 50) 『出雲国風土記』神門郡条。
- 51) 「出雲国大税賑給歴名帳」(『大日本古文書』二—二〇一)。
- 52) 『出雲の古代史』前掲、九〇頁。
- 53) 村井康彦『出雲と大和—古代国家の原像をたずねて』(岩波新書、二〇一三年)。
- 54) この点に関しては、寺澤薫『王権の誕生』(講談社、二〇〇一年)、近藤義郎「吉備勢力「東進」説について」(『前方後円墳に学ぶ』山川出版社、二〇〇一年)、同『前方後円墳と吉備・大和』(吉備人出版、二〇〇一年)を参照されたい。